

広報

ふだい

号外

鶺鴒
鳥神楽
悲願の国指定へ



村の鵜鳥神楽が1月16日、文部科学大臣から国の重要無形民俗文化財指定に向けての内定を受けました。今回の内定は、文部科学大臣が文化審議会に諮問しその答申を受けたことによるものです。本号では国指定へ大きな一歩を踏み出した、村が誇る伝統芸能・鵜鳥神楽のこれまでの軌跡をたどりま。

伝統の「廻り神楽」

鵜鳥神楽は村島居地区の鵜

鳥神社に古くから伝わる「山伏神楽」の一種で、宮古市の黒森神楽と1年交互で新春に

三陸沿岸各地を約2カ月間巡行して歩く「廻り神楽」です。神楽が所属する鵜鳥神社を境に南回りりと北回りに分かれ、鵜鳥が南の年は黒森は北、翌年はその反対に「神楽宿」を務める民家に宿泊しながら巡行します。

旧の4月8日に行われる同神社の例大祭には毎年、三陸沿岸各地から多くの人が訪れ

勇壮な舞いを堪能し、大漁や海上安全、家内安全などを祈願します。

平成23年に 県指定文化財

三拍子という荒々しいリズムで芸能史上重要な地位を占め、地方的特色が顕著であることから昭和55年3月1日付けで、村は鵜鳥神楽を無形民俗文化財に指定。平成7年には文化庁から「記録作成等の措置を講ずべき



1 昨年行われた鵜鳥神社例大祭（平成26年5月6日） 2 鵜鳥神楽の演目の一つ「山の神」 3 認定書を受け取る熊谷代表（平成23年5月21日）

無形民俗文化財」にも選択されました。

平成23年5月10日、伝統を守り続けてきた鵜鳥神楽は大きな節目を迎えます。5月10日付けで岩手県指定無形民俗文化財に指定され、さらに県の文化財保護条例に基づき、鵜鳥神楽保存会が保持団体として認定されました。

認定書の交付は普代小児童が伝承活動を行っていることから5月21日、普代小運動会

の場で行われ、道合多喜夫前教育委員長が同保存会の熊谷一文代表に認定書を伝達しました。

今後の巡行や保護・保存活動の励みになると思われる。今度の国指定ですが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生。神楽衆は「多くの人が苦しい思いをしている中、舞いは披露できない」と震災発生後早々に巡行の自粛を決めました。

県指定無形民俗文化財として 国指定重要無形民俗文化財へ

多くの人の支援受け

震災後の巡行自粛中、鵜鳥神楽は、多くの人から支援をいただきました。大阪追手門学院大学橋本教授や大阪市立大学中川教授、岩手大学、岩手県立大学、そのほか多くの

大学の先生方や国立博物館、神戸、大阪地域の方々、また、大阪国際交流センター、神戸長田神社（恵比寿様）、大阪天満宮（菅原道真公）、西宮神社（恵比寿様総本社）、大阪茨木神社（酒吞童子）、大阪国立博物館など各神社への奉納舞を中心

に活動の場を与えていただきました。

3年ぶりに 巡行を再開

震災から2年余りが経過し各地で祭りなどが復活する中、神楽保存会の会員から「公演を受け入れられるのであれば巡行を再開したい」と声が上がりました。震災から2年が過ぎた平成25年5月、巡行の再開を決めました。その準備を進めていた同年10月、東京都の国立劇場から東日本大震災復興支援「東北芸能Ⅳ」への

出演依頼がありました。

翌年1月25日に行われた国立劇場の大舞台では「清祇い」や「権現舞」など5演目を熱演。講演終了後にはご臨席していただいた皇太子ご夫妻から、有難いお言葉をいただきました。会員たちの励みにもなりました。

平成26年新春の巡行は南回り。巡行出発の儀式である「舞い立ち」は1月11日に鵜鳥神社で行われ、その後、同神社のお膝元、島居公民館で「恵比須舞」や「山の神」など勇壮な舞いを披露しました。

そして各公民館などで順調に巡行を行う中、2月22日には黒崎地区の公民館で再び神楽を披露しました。同公民館には、地区住民のほか、「震災で被害を受けた芸能の復興



黒崎公民館で勇壮な舞いを披露しました（平成26年2月22日）

とそれを楽しむ人々の心に触れる旅」としてJTBツアー客も訪れ、地元住民と一緒に神楽を鑑賞したほか、地区の人たちが早採りワカメのしゃぶしゃぶや焼きサケ、煮しめなどを振る舞い、神楽とおし交流を深めました。

鵜鳥神楽は多くの人々を動かします。観光客にとっては「観光」でも村のPRや地域振興にもつながります。鵜鳥神楽は人々の間に絆を育み、村を元気にしてくれます。普代村の宝なのです。

鵜鳥神楽・国指定へ

1月16日に文化審議会からの答申を受け、鵜鳥神楽が国指定重要無形民俗文化財の指定へ一歩を踏み出しました。県文化財保護審議会委員を

務めていた追手門学院大学の橋本裕之教授は「鵜鳥神楽は本心に素晴らしい神楽です。しかし、日本を代表する神楽として全国的にもよく知られていないのに、県指定になっていないのはおかしいと思っていました。県指定に向けていろいろとお手伝いさせていただき、さらに、今回の国指定（内定）は自分のことのようにうれしです」と心躍らせていました。

鵜鳥神楽保存会の熊谷一文代表は「今回の国指定は、その時代、時代に携わった先人たちの活動、ごひいきいただいている氏子、お宿をはじめ、村の文化財として長くご支援をいただいている普代村、支えていただいている全ての方々の歴史に対して指定されたものと考えております」と語ります。

今回の内定から数カ月後には、文部科学大臣から正式に指定書が交付される予定です。晴れて、国重要無形民俗文化財・鵜鳥神楽が誕生します。

東京都の国立劇場で「妻の川」を披露する神楽衆（提供＝国立劇場、平成26年1月25日）



鵜鳥神楽が舞い立つ 今年の巡行は北回り



神の魂を乗り移らせた権現舞

鵜鳥神楽の舞い立ちが1月12日、鳥居地区の鵜鳥神社で行われました。巡行出発の儀式である舞い立ちには鵜鳥神楽保存会員や氏子ら10数人が参集。拝殿には太鼓や笛、かねのおはやしが響き、「ショシャ舞」や神の魂を乗り移らせた「権現舞」を勇壮に舞いました。同日午後2時から同神社のお膝元、鳥居公民館で1回目の巡行が行われ、「恵比須舞」や「山の神」などを披露しました。

今年は久慈市までの北回り。これまで鵜鳥神楽を愛してくれた人々の想いを胸に、神楽衆は3月中旬までおはやしを響かせ、三陸沿岸に春の訪れを告げます。



2人1組、計4人で「ショシャ舞」を舞いました



鳥居地区の初巡行で「岩長姫」を披露

村長メッセージ

このたびの郷土芸能であり長きにわたり地域の生活に深く根付き、信仰・伝承されてきた鵜鳥神楽が国指定重要無形民俗文化財指定への大きな一歩を踏み出したことは大変喜ばしく、誇りに思うところでございます。

今回の内定は、鵜鳥神楽保存会長であり同神社の熊谷一文宮司様をはじめ、神楽衆の皆様のご長きにわたるたゆまざる文化の伝承活動と鵜鳥神楽存続のためのご尽力、そして関係各位のご支援のたまものであり、皆様にご敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。さらには文化庁ならびに県のご指導にも厚く御礼申し上げます。

今後もさらなる活動の充実を図り、本村をはじめ、三陸沿岸に住む人々の心のよりどころとなる貴重な民俗文化として発展させていきますことをご期待申し上げますとともに、村としても一層努力してまいります所存でございます。この度は誠にありがとうございます。